

第4章 施策の展開

施策の体系

健やかで優しい福祉のまち ~あなたの思いを行動に~

基本目標

取り組み

1 共に歩む地域福祉のまち

1 町民と行政の連携体制の確立

- (1)町民と行政の交流、連携体制の確立
- (2)情報提供の充実
- (3)相談体制の充実

2 福祉文化が根づくまち

1 福祉教育の推進

- (1)学校教育における福祉教育
- (2)生涯学習における福祉教育

2 社会福祉協議会等の活動への支援と連携

- (1)社会福祉協議会との連携
- (2)民生委員・児童委員との連携

3 町民の活動への支援

- (1)ボランティアの育成と活動支援
- (2)地域組織等への支援

4 福祉人材の育成

- (1)福祉人材の育成

3 . 健康で明るい生活が
送れるまち

1 子育て支援の充実

- (1)子育てと仕事の両立支援
- (2)子どもの権利擁護

2 高齢者支援の充実

- (1)高齢者福祉施策の充実
- (2)高齢者の権利擁護

3 障がい者支援の充実

- (1)障がい者福祉施策の充実
- (2)障がい児保育・教育の充実
- (3)コミュニケーションの向上

4 健康づくりの推進

- (1)子どもの健康づくりの充実
- (2)おとなの健康づくりの充実
- (3)地域医療体制の充実

4 . 自分らしくいきいきと
暮らせるまち

1 就労支援体制の充実

- (1)高齢者・障がい者の就労の促進

2 生きがい活動の充実

- (1)生きがい活動の充実
- (2)スポーツ・レクリエーション活動の推進

5 . 安心して暮らせるまち

1 要支援者の安全確保

- (1)要支援者の把握
- (2)要支援者への支援

2 安全対策の充実

- (1)防災対策の充実
- (2)防犯対策の充実

3 活動しやすいまち

- (1)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- (2)外出への支援

基本目標 1

共に歩む地域福祉のまち

1 町民と行政の連携体制の確立

(1) 町民と行政の交流、連携体制の確立

現状

町民が主体となった地域福祉のまちづくりを実現するためには、町民と行政が連携して取り組むことができる体制が必要です。地域福祉アンケート調査でも、社会福祉サービスを充実させていくうえでの行政と地域住民の関係については、「行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである」が最も多くなっています。

町民と行政の信頼関係が築かれるよう、お互いが意見を交わし合い、情報を交換し合うことのできる機会、町民が参画した行政計画等が策定されるよう、策定委員会への町民の参加、パブリックコメントの実施などを進めていく必要があります。

施策の目指す姿

町民と行政が連携し、町民主体の地域福祉のまちづくりが実現できるよう、適切な情報公開に努めながら、地域福祉推進のための町民と行政の連携体制の整備を図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

行政との意見交換、意見提案、行政活動へ参加する。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

町民との協働による地域福祉活動を推進する。

行政等との情報交換、連携を図る。

行政の役割（町がやること）

「情報公開制度」に基づき、町民の利用しやすい情報公開を推進する。

町民と行政の対話機会として、地域懇談会などの開催に努める。

町民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、パートナーシップ（*）制度を確立し、実践に努める。

パートナーシップ（*）

同じ目的に向かって、住民と行政などが役割分担しながら協働して進めていくもの。

(2) 情報提供の充実

現状

要介護高齢者や障がい者などの介護、子育てと仕事との両立など、町民が日頃の生活の中で抱えるさまざまな悩みや問題を解決し、また、ボランティアなどの地域の活動に取り組んでいくためには、適切な情報を的確に入手できる体制が必要です。地域福祉アンケート調査でも、地域福祉推進のためには情報の提供が求められています。

本町では、各担当課の窓口や広報紙、ホームページなどを通じてさまざまな情報提供を行っています。今後も町民が必要なときに迅速に必要な情報を入手できるよう、関係課等が連携し、わかりやすく利用しやすい情報提供体制を構築していく必要があります。

施策の目指す姿

関係機関と連携を図り、町民が求めるサービスを把握し、年齢や障がいなどに関わらず、誰もが必要なときに情報を入手できるよう、情報提供体制の充実を図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

常に最新の情報を入手し、必要な知識を正しく身に付けるようする。
同じ不安や心配がある人と、お互いの情報交換に努める。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

自治区などは、情報が届きにくい人に情報を伝える。
ボランティア・NPOや関係機関は、最新の情報・幅広い情報の収集に努め、また、情報を必要とする人を継続的に把握し、適切な情報を発信する。

行政の役割（町がやること）

町窓口、子育て支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの専門機関において、町民の欲しい情報を把握し、適切な情報を発信する仕組みを構築する。
地域への職員出前講座の充実を図る。
個人の実情に応じた適切な情報提供手段の充実に努める。

(3) 相談体制の充実

現状

町民が日頃の生活の中で抱えるさまざまな課題を解決していくためには、適切な相談ができる体制が必要です。地域福祉アンケート調査でも、サービス利用者が安心して利用できる、適切な相談体制の整備が求められています。

現在、町では健康福祉課において相談内容に応じ、関係機関と連携して相談業務を行っています。また、地域の身近な相談者として社会福祉協議会や民生委員児童委員・保護司などが活動しています。

しかしこれからは、ひとつの家庭において、乳幼児の育成と高齢者の介護など、多様なニーズを抱えている家庭もあり、それぞれの相談機関に行く前に、一カ所である程度の相談やアドバイスなどが受けられるような相談体制の整備が必要になっています。

施策の目指す姿

町民が日頃の生活の中でさまざまな問題に直面したときに、気軽に、迷わずに相談できる体制の構築を図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

一人で悩まずに、不安や悩みがあったら、隣近所や地域の相談機関に相談する。
日頃から、身近な相談支援機関を知っておく。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

ボランティア・NPOや関係機関は互いに協力・連携し、困っている人や困っていてもどうしたらよいか分からない人の支えになる。

行政の役割（町がやること）

行政、社会福祉協議会、民生委員児童委員、サービス提供事業者等、それぞれにおける相談体制の充実を図るとともに、各機関の情報交換と連携の充実を図る。
各種町民サービスに関する手続きや問い合わせ等に対応できる総合的な相談窓口の設置を検討する。

基本目標 2

福祉文化が根づくまち

1 福祉教育の推進

(1) 学校教育における福祉教育

現状

町民同士の支えあいによる地域福祉を進めていくためには、子どもから高齢者まで町民一人ひとりが、弱者の痛みを理解し、困っているときにはお互いに助け合う心を持つことが欠かせません。そのためには、子どもの頃からの福祉教育が重要です。

現在、管内のほとんどの小中高校では、各校の創意工夫により、教科や道徳の時間などを中心に、あるいは職場体験学習など、学校生活全体の中で児童・生徒の福祉教育を推進しています。

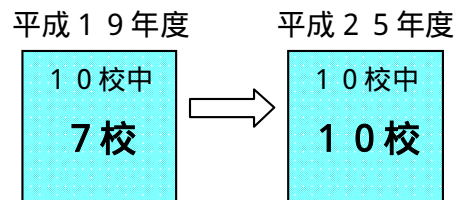
このような取り組みにおいては、町内外の福祉施設、事業所などの協力のもと、地域の人たちが参画した活動が求められています。

施策の目指す姿

子供たちが福祉の心を持ち、地域福祉の担い手として成長できるよう、各学校の創意工夫による福祉教育を推進します。

施策指標

福祉教育を行っている学校の数



* 福祉教育に関する実態調査

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

地域の子どもたちとあいさつを交わし、地域のつながりを深める。

学校や町、社会福祉協議会等による行事に積極的に参加する。

学校の役割（学校にやってほしいこと）

「福祉教育推進校」(*)の指定を受け、福祉教育の充実を図っていくように努める。

行政の役割（町がやること）

町社会福祉協議会により、福祉教育推進校を指定し、福祉教育を推進する。

教科、道徳等を含め、教育活動全体の中で、各校の創意工夫による福祉教育を推進し、更なる充実を図っていくように努める。

福祉教育推進校(*)

各校の独自の創意と計画に基づいた学校行事等を通じて、児童・生徒に福祉の心を培わせられるよう、福祉教育や実践活動の推進を図る学校。

(2) 生涯学習における福祉教育

現状

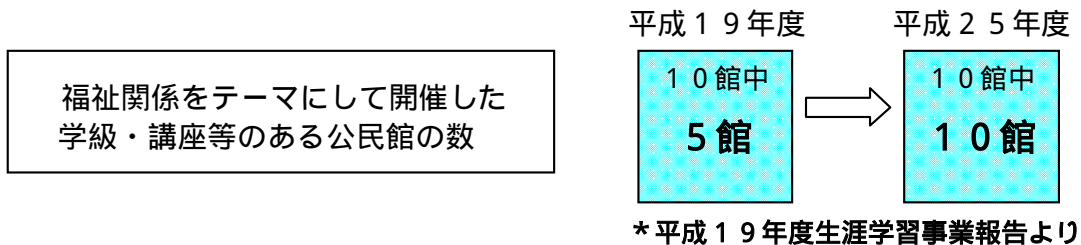
子育てや高齢者、障がい者の介護など、さまざまな困りごとを抱えている家庭に対して町民がお互いに助け合うためには、町民一人ひとりが地域福祉への関心を高めるとともに、日頃の生活の中で地域福祉の活動を自然に実践できることが大切です。

現在町には、3つの地域公民館と7つの地区公民館があり、乳幼児・青少年から高齢者まで幅広い年齢層を対象に多くの学級等を開催し、生涯学習の最前線の活動を行っていますが、今後も、さまざまな教室、講座等の中で地域福祉に関するテーマを積極的に取り上げる必要があります。また、開催にあたっては、多くの町民が参加しやすいよう、開催場所や日時の工夫などが必要です。

施策の目指す姿

町民が日頃の生活の中で、自然に地域福祉活動を実践できるよう、生涯学習における福祉教育の充実を図ります。

施策指標



目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

公民館の事業に積極的に参加する。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

公民館との情報交換、連携を図り、公民館事業のPRに努める。

行政の役割（町がやること）

各種学級・講座などに地域福祉に関するテーマを積極的に取り入れる。

地域福祉に関する情報を、町民へ積極的に提供する。

地域、学校と連携し、福祉教育を推進する。

2 社会福祉協議会等の活動への支援と連携

(1) 社会福祉協議会との連携

現状

地域に根ざした地域福祉を進めていくためには、社会福祉協議会と行政が密接に連携し、町民の主体的な活動を積極的に支援していく必要があります。今後も相互の情報交換などを通じ、一層親密な連携が必要であります。

社会福祉協議会でも「地域福祉活動計画」の策定を予定しており、行政の「地域福祉計画」と一体となった取り組みが必要です。

今後も両計画の推進において相互連携を図り、町民が主体となった地域福祉活動を支援していく必要があります。

住民満足度調査（*）では、「地域の福祉活動の充実」の項目で、重要度が80.7ポイントと高いわりには、満足度が43.5ポイントと低い数値が示されております。

施策の目指す姿

町民主体の地域福祉を推進するため、社会福祉協議会と行政それぞれの適切な役割分担と連携体制の充実を図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

社会福祉協議会、行政の行事等に積極的に参加する。

社会福祉協議会の役割（社会福祉協議会にやってほしいこと）

行政と協働による事業の推進を図る。

活動を通じて把握した地域課題などの解決に向け、行政と連携して取り組む。

行政の役割（町がやること）

社会福祉協議会が、一層活発で有意義な地域活動を展開できるよう、定期的な調整会議の開催や、調整機会を設けるなど、連携体制の充実を図る。

行政の「地域福祉計画」、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」が相互に連携しながら、各計画の推進に努める。

住民満足度調査（*）

町が行っている各種業務に関して、町民のみなさまが町のどんな仕事に関心があるか、また満足しているかを調べたアンケート調査。

なお、本計画では平成20年12月公表の速報値を使用しています。

(2) 民生委員・児童委員との連携

現状

民生委員・児童委員は地域における町民の身近な相談相手、支援者として重要な役割を果たしていますが、地域の生活課題の多様化に伴い、民生委員・児童委員の役割も多様化し増大しています。

また、町内に住み始めて日が浅い人や、福祉サービス等の支援が必要としない人にとっては、なじみが薄い面も見られます。今後は、町民へ民生委員・児童委員の活動を一層周知するとともに、何か困りごとが起きたときにはすぐに対応できるよう、民生委員・児童委員と連携を図る必要があります。

施策の目指す姿

地域福祉推進の重要な担い手として、民生委員・児童委員の活動を地域に浸透させるとともに、研修会などにより資質の向上を図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

民生委員・児童委員の活動への理解を深めるとともに、活動に協力する。

民生委員・児童委員の役割（民生委員・児童委員の方にやってほしいこと）

行政、社会福祉協議会等と連携し、資質の向上を図るとともに、地域における認知度が高まるように努める。

行政の役割（町がやること）

民生委員・児童委員活動を広報紙、ホームページなどを通じて、町民へ周知する。
関係機関と連携し、民生委員・児童委員へのさまざまな情報提供、地域福祉等に係る学習機会の提供、委員との交流機会の確保など、民生委員・児童委員の活動への支援に努める。

3 町民の活動への支援

(1) ボランティアの育成と活動への支援

現状

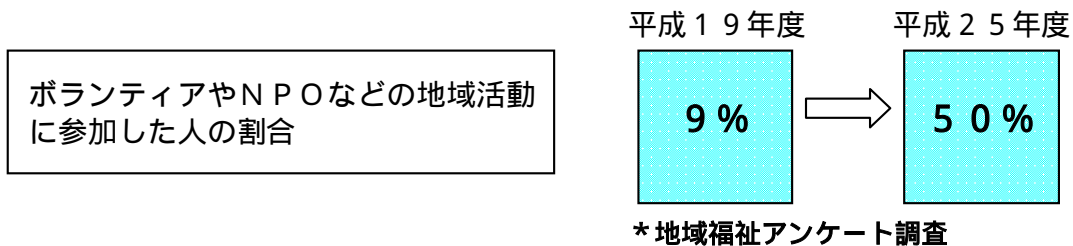
地域福祉を推進するためには、町民のボランティア活動が大きな役割を果たします。町内でも、福祉、健康、環境、防犯、まちづくり等さまざまなボランティア活動が行われています。しかし、このような活動に興味はあっても、きっかけがなくて参加できない、どのような活動が行われているのかわからないといった状況も見られます。

また、ボランティアとともにNPO(*)の活動も盛んになりつつありますが、活動の実態把握が十分ではないため、今後実態を調査し、活動への適切な支援を検討していくことと、社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動に関する情報提供や相談などの一元化、活動に参加しやすい機会、体制づくりを図る必要があります。

施策の目指す姿

町民が日頃の生活や活動を通じ、主体的に地域福祉活動を進められるよう、町民のボランティア活動への参加促進、支援を図ります。

施策指標



目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

ボランティア活動に積極的に参加するとともに、身近な人たちへ参加の呼びかけをする。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

各団体等の活動についての情報提供に努めるとともに、自治区、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との情報交換、連携を図る。

行政の役割（町がやること）

庁内関係課、社会福祉協議会、民生委員・児童委員と連携し、町内のボランティア活動の把握、相談、情報提供の一元化に努める。

社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の体験機会の確保など、ボランティア活動の促進を図る。

NPOの活動状況を把握し、必要な支援策を検討する。

NPO(*)

医療、福祉、環境、文化、スポーツ、まちづくり、国際協力など、自由な社会貢献活動に非営利で進める住民活動。

(2) 地域組織等の支援

現状

社会環境の変化に伴い、NPO法人による新たな組織の設置が進んでいますが、本町では、区長会、消防団、PTA、子ども会などさまざまな組織が地域の中で活動しています。特に区長会や消防団は、本町の地域福祉の発展の推進役として期待され地域の原動力となっています。

本町には157の自治区があり町民の自主的な地域活動が行われています。地域福祉を進めるためには、町民同士のつながり、連携が何よりも大切であり、今後も自治区の活動などを通じて地域住民と連携した地域づくりが必要です。

また、町内の火災や風水害などの災害から生命や財産を守るため、町には3方面隊14分団94班で構成される消防団が消防署と連携しながら活動しています。しかし、団員の高齢化が進んでいる状況や就業構造の変化等により、団員の多くが被雇用者であるため、昼間の火災時や緊急時に出勤できる団員の確保が課題となっています。今後も災害発生時にすぐに対応できるよう、消火栓・防火水槽等の消防水利施設の充実、団員の確保などが必要です。

施策の目指す姿

町民同士のつながりが深まり、地域の福祉活動が活発に行われるよう、自治区などの地域組織の活動への支援、消防団員の確保と支援等を図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

自治区の活動に参加するとともに、身近な人たちへ参加を呼びかける。

みんなで協力して暮らしやすいまちをつくって行く意識を持つように努める。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

行政等と連携し、地域住民の交流の場を設けることに努める。

行政の役割（町がやること）

新たに転入された方々に対して、自治区の活動についての情報提供を図るとともに、広報を通じ防犯活動などを広く知らせる。

消防団員の活動についての情報提供を図るとともに、団員の確保と育成に努める。

4 福祉人材の育成

(1) 福祉人材の育成

現状

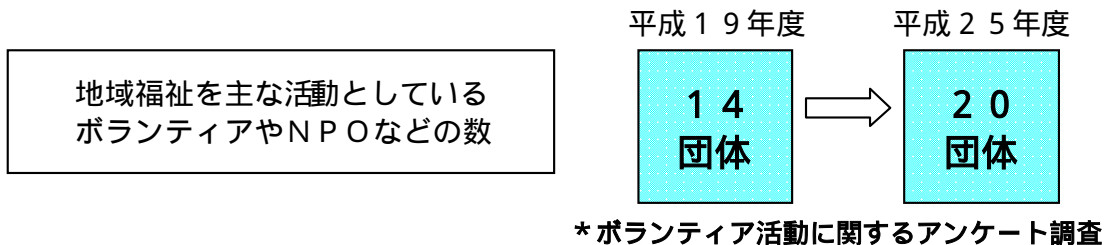
町民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、活動を実践できるようにするためには、それぞれが福祉に対する理解を高め、福祉活動についての知識や能力を向上するとともに、活動の指導者となる人材が必要です。

社会福祉協議会の協力のもと、県や近隣市町村等と連携した人材育成のための研修会や講座等の開催を図る必要があります。

施策の目指す姿

町民一人ひとりが地域福祉の担い手となることをめざし、地域福祉を担う人材の育成を図り、それぞれが自分のできる範囲で地域福祉活動を実践できるよう促進します。

施策指標



目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

福祉に関心を持ち、学び、自分のできる範囲で地域福祉活動を実践できるよう努める。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

地域福祉推進の担い手とし、また専門職としての資質向上を図るとともに、町民を対象とした研修会等の開催に努める。

町民の福祉人材の発掘を図る。

行政の役割（町がやること）

県、近隣市町村、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、福祉人材を育成するための講座等の共同開催、支援に努める。

県などの関係機関における職員の研修会等に参加し、職員の資質向上、地域福祉に係る知識、技能等の習得を図る。

基本目標 3

健康で明るい生活が送れるまち

1 子育て支援の充実

(1) 子育てと仕事の両立支援

現状

町では「会津美里町次世代育成支援対策行動計画」に基づき、明日を担う子どもたちの健全な育成と子育て家庭への支援に取り組んでいます。

子育てと仕事の両立を支援するため、町立保育所が5カ所、町立幼稚園が3カ所（うち幼保一体型施設2カ所）、私立保育園が1カ所、私立幼稚園が1カ所あります。また、地域の身近な交流機会や相談の場として、子育て支援センターが町内保育所のすべてに設置されており、町民の子育てニーズを的確に把握しながら、子どもたちの健全な育成をめざし、保育サービスや受入れ体制の充実を図っています。

また、放課後の児童対策としては3小学校区で放課後児童クラブを開設するとともに、児童館を1小学校区で設置しています。

今後は、さらに多様なニーズに対応できる子育て支援を図る必要があります。

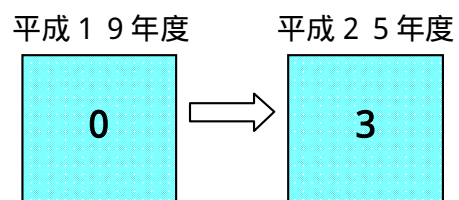
住民満足度調査では、「子育てしやすい環境づくり」の項目で、重要度が89.0ポイント、満足度が52.0ポイント、「保育サービスの充実」の項目では、重要度が88.8ポイント、満足度が52.0ポイント、さらに「母子・父子家庭の支援」の項目では、重要度が83.9ポイント、満足度が47.7ポイントと、子育て支援に関しては、非常に高い重要度が示されておりますが満足度では半数にとどまっています。

施策の目指す姿

多様化する子育て支援ニーズに適切に対応できるよう、一時保育をはじめ幼児期の保育の充実に向けて保育サービスの向上に努めるとともに、児童・生徒が健やかに育っていきけるよう、地域における支援体制の充実を図ります。

施策指標

一時保育が可能な保育所の数



*平成19年度実績より

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

すべての親が、心身ともにゆとりを持って楽しく子育てするように努める。
地域の子ども会活動へ協力する。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

すべての家族が安心して子育てができ、地域全体で子育て家族を支えることができるような地域づくりを進める。

行政、学校、関係機関等の活動へ協力する。

行政の役割（町がやること）

「会津美里町次世代育成支援対策行動計画」に基づき、次世代の育成並びに子育て家庭への支援に係る施策を総合的に推進する。

同計画については、平成21年度中に中間見直しを行い、平成22年度から26年度を計画期間とする後期計画を策定する。

通常保育をはじめ一時保育、延長保育など、多様な保育サービスの充実に努める。
保育士の研修への参加促進など、保育士の資質の一層の向上を図る。

子どもの健全育成と子育て家庭の支援を図るため、認定こども園（*）の導入について検討する。

地域子育て支援センターなど、町民の身近な地域における子育て支援体制の充実に努める。

安心して子育てできる環境づくりを進めるため、子育て支援ネットワークづくりを推進する。

幼稚園、小学校、中学校の家庭教育講座等において、地域福祉の観点からの内容を取り入れる。

認定こども園（*）

幼稚園、保育所等のうち、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れて、保育、教育を行うとともに、すべての子育て家庭の相談や交流機会の提供などを行うもので、都道府県知事の認定を受ける。

(2) 子どもの権利擁護

現状

初めての子育てにとまどい、さまざまな悩みや不安を抱えて子育てに孤立してしまう親などが懸念されるとともに、子どもへのさまざまな虐待を未然に防ぎ、子どもたち一人ひとりの人権を守っていく必要があります。

そのためには、保育所、幼稚園、子育て支援センター、学校などそれぞれの活動の中で親子の健康状態や生活状態の変化などに十分留意し、相互の情報交換や連携を図るとともに、要保護児童対策地域協議会（*1）の地域への浸透を図る必要があります。

児童・生徒のいじめの防止や人権擁護を図るため、学校におけるスクールカウンセラー（*2）、子どもと親の教室相談員（*3）、教育相談員の活用やPTAなど、さらには地域における児童委員との一層の連携が必要となっています。

施策の目指す姿

子どもたち一人ひとりの人権が尊重され、養護されるよう、子育て支援関係機関、学校、地域等が連携し、子どもの権利擁護を図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、すべての人に思いやりを持って接するようにする。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

行政、学校等と連携し、子どもの権利擁護に努める。

地域の親子と日頃から交流し、子育て家庭が子育てに孤立しないよう支援に努める。

行政の役割（町がやること）

保育所、幼稚園、子育て支援センター、学校、地域の人たちの連携のもと、要保護児童対策地域協議会の体制強化に努める。

小・中学校、PTAなどと連携し、児童・生徒のいじめ防止・不登校に対する早期発見・早期対応を図る。

関係機関等と連携し、人権問題に関する啓発活動を推進する。

要保護児童対策地域協議会（*1）

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を目的として、関係機関が連携し対応を図るため、児童福祉法に規定された協議会。

スクールカウンセラー（*2）

福島県教育委員会が配置。学校において、子どもや保護者の相談やカウンセリングを行う専門家。

子どもと親の教室相談員（*3）

町教育委員会が配置。スクールカウンセラーを補完するために、生徒、保護者、教員との教育相談を行う相談員。

2 高齢者支援の充実

(1) 高齢者福祉施策の充実

現状

高齢者の生活を支援するため、「会津美里町高齢者福祉事業計画・介護保険事業計画」に基づき、さまざまな事業を推進しています。また、老人福祉施設や老人保健施設の充実を進めるなど高齢者施策の推進に取り組んできましたが、本格的な高齢社会をむかえ、介護を必要とする高齢者、さらにはひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、サービスの提供が対応しきれなくなっている状況も見受けられます。

今後は、高齢者の生活・人生を尊重し、できる限り自立した生活を送ることができるよう、介護予防サービスの展開も含めた高齢者施策の充実をさらに進めていく必要があります。

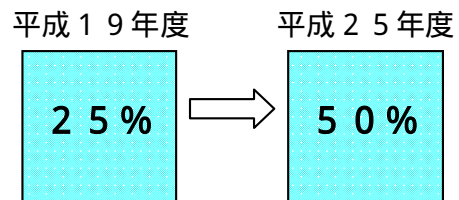
住民満足度調査では、「高齢者の自立支援」の項目で、重要度が 87.4 ポイント、満足度が 48.5 ポイント、さらに「介護保険サービスの充実」の項目では、重要度が 86.8 ポイント、満足度が 48.4 ポイントと、どちらの項目でも重要度は高い数値を示しておりますが、満足度では半数以下となっております。

施策の目指す姿

高齢者の安心できる暮らしを支援するため、高齢者の生活ニーズに応じた福祉施策を推進します。

施策指標

ひとり暮らし高齢者の緊急通報システムの整備世帯数の割合



*平成19年度実績より

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

- 近所のひとり暮らし高齢者などへの見守りに努める。
- 緊急通報装置の協力員などとして積極的に協力する。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

- 行政、社会福祉協議会等と連携し、高齢者の暮らしへの支援に努める。

行政の役割（町がやること）

「会津美里町高齢者福祉事業計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉施策を推進する。

同計画については、平成20年度に見直しを行い、平成21年度から23年度を計画期間とする次期計画を策定する。

高齢者への包括的・継続的なケアをめざし、地域包括支援センターの充実を図るとともに、町民への周知に努める。

(2) 高齢者の権利擁護

現状

介護が必要な状態などになっても主体的な暮らしを送り、生涯にわたり一人ひとりの人権が尊重されるよう、高齢者の権利擁護を図る必要があります。

町では成年後見制度（*1）の利用を支援するため、「成年後見人制度利用支援事業」を推進していますが、制度を知らない町民も多く、一層の周知が必要になっています。また、社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業（*2）についても、町民への周知を図る必要があります。

現在のところ本町における高齢者への虐待等は、ほとんどありませんが、高齢者の人権侵害については、認知症高齢者などがその対象となる可能性が高く、今後は高齢者虐待防止ネットワークの構築が必要です。

施策の目指す姿

介護が必要な状態などになっても、生涯にわたり高齢者一人ひとりの人権が尊重され、擁護されるよう、関係機関、地域等が連携し、高齢者の権利擁護を図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

近所に住む高齢者等とのつきあいを深め、日常生活の中で高齢者の見守りに努める。
成年後見制度と地域福祉権利擁護事業についての正しい知識を身に付け、適切に利用する。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

人権侵害事例を発見した時は、関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を図る。
虐待を未然に防ぎ、適切な見守りや支援を行うため、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会が中心となり、高齢者虐待防止ネットワークの構築を図る。
地域行事などでの差別や偏見をなくし、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努める。

行政の役割（町がやること）

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業を周知し、町民の利用を促進する。
高齢者虐待防止ネットワークの構築を推進し、認知症高齢者等の権利擁護を図る。
人権侵害事例を発見・対応するため、県をはじめとする関係機関や地域との連携強化を図る。

成年後見制度（＊１）

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）が日常生活における不利益を受けないよう、本人の権利を守り支援する制度。

地域福祉権利擁護事業（＊２）

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度。



3 障がい者支援の充実

(1) 障がい者福祉施策の充実

現状

町では、平成19年3月に策定した「会津美里町障がい者基本計画・障がい福祉計画」に基づき、障がい者の暮らし全般を支援する施策を推進するとともに、障がい福祉サービスについての目標量を定め、障がい福祉サービスの充実に努めています。

今後は、障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう地域生活支援事業をさらに充実し、年齢や障がいの種別にかかわらず、身近に必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくりが必要です。

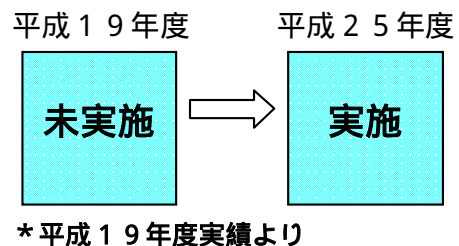
住民満足度調査では、「障がい者の生活支援の充実」の項目で、重要度が84.9ポイント、満足度が48.5ポイントと、重要度は高いが満足度では低い数値を示しております。

施策の目指す姿

障がい者が地域の中で必要な支援を受けながら自立した生活ができるよう、障がい者福祉施策の充実を図ります。

施策指標

障がい者福祉サービスの第三者評価
(*1)の実施



目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

障がいについて正しく理解するように努める。

近所に住む障がい者とのつきあいを深めたり、身近な手助けやボランティア活動に努める。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

障害者自立支援法(*2)に基づくサービス提供体制の充実、サービス従事者の資質向上を図る。

行政、サービス提供事業者等との連携に努める。

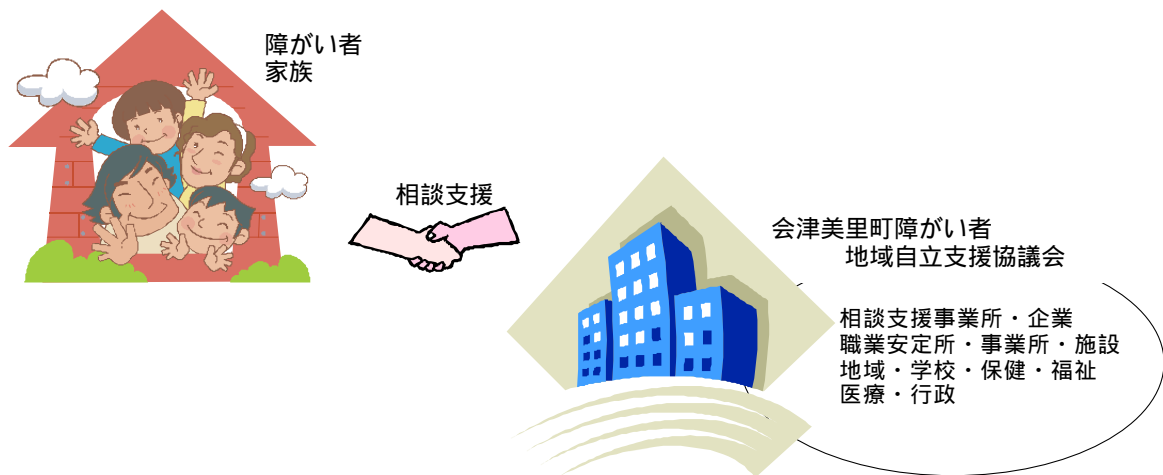
行政の役割（町がやること）

現在推進している「会津美里町障がい者基本計画・障がい福祉計画」に基づき、障がい者福祉施策を推進する。

また、障がい福祉計画については、平成20年度に見直しを行い、平成21年度から23年度を計画期間とする次期計画を策定する。

町民が障がいに対して正しい理解を持ち、障がいの有無にかかわらずお互いを理解し、尊重しあう意識を持てるよう、障がいに関する学習機会や知識の普及に努める。

会津美里町障がい者地域自立支援協議会を中心に、各関係機関と連携し、適切なサービス提供に向けた相談・支援体制のネットワーク化を促進する。



福祉サービスの第三者評価（*1）

社会福祉事業の事業者が提供するサービスの質を公正・中立な第三者の視点で、専門的かつ客観的な立場において評価を行う制度。

障害者自立支援法（*2）

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者基本法の基本理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを定めた法律。

(2) 障がい児保育・教育の充実

現状

障がいのある子どもたちの健やかな成長と、個性と能力を伸ばすことのできる教育を進めていくことが大切です。

各保育所、幼稚園において障がい児の受け入れを行っていますが、保育士に対する研修の充実や、障がい児の利用に配慮した施設・設備の充実を図る必要があります。

また、障がいのある子どもがおとなになり、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、子ども自身の希望を尊重しながら、適切な就学相談、進路指導を進めるとともに、就労支援などの福祉サービスの利用へとつなげていく必要があります。

施策の目指す姿

障がいのある子どもたち一人ひとりの個性と能力が十分に発揮され、自立できるおとなに育っていけるよう、保育所、幼稚園、小・中学校、各機関等が連携して、保育・教育の充実を図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

地域の障がいのある子どもの見守りに努める。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

保育所、幼稚園、小・中学校、行政と連携し、障がい児の保育・教育の充実、また、障がい福祉サービスの充実に努める。

行政の役割（町がやること）

保育士の障がい児保育等に関する各種研修への参加を促進するとともに、障がい児が利用しやすい保育所施設・設備の充実を図る。

小・中学校において、通常の学級による指導、通級による指導の充実を図るとともに、特別支援学級（*）との交流、共同学習を推進する。また、教職員の障がい児教育の研修への参加を促進するとともに、障がい児が利用しやすい幼稚園、小・中学校の施設・設備の充実を図る。

障がい児一人ひとりの希望等を十分に尊重できるよう、障がい児の就学や就労への指導を充実するとともに、関係機関と連携し、就労支援など適切な支援サービスの利用を促進する。

特別支援学級（*）

平成19年4月から「特別支援学級」が学校教育法に位置づけられ、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。通常の学級に在籍する障がいのある子どもも含め、障がいに配慮した指導内容・方法を工夫して学習活動を行う。

(3) コミュニケーションの向上

現状

誰もが暮らしやすい地域をつかっていくためには、町民同士のつながりを深めていく必要がありますが、障がいにより人とのコミュニケーションがむずかしいため、地域の人たちと付き合い合えなかったり、必要な情報が得られない、自分の意志を伝えられないといったことがあります。

障がいの状況によってコミュニケーションの方法はさまざまであり、関係機関等と連携しながら、手話通訳、要約筆記(＊)、録音テープ、FAXなど、適切な情報伝達方法を整備していく必要があります。

施策の目指す姿

障がい者が必要な情報を的確に入手できるよう、また、町民同士のコミュニケーションが深まるよう、さまざまな障がいに応じた適切なコミュニケーションの方法を整備していきます。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割(みなさんにやってほしいこと)

近所に住む障がい者とのコミュニケーションに努める。

手話、要約筆記など障がい者とのコミュニケーション技能の習得に努める。

地域(事業者)の役割(地域や団体、事業者の方にやってほしいこと)

障がい者のコミュニケーションを支援するサービスの開発・導入に努める。

事業所従業員の、コミュニケーション能力の向上に努める。

行政の役割(町がやること)

手話、要約筆記など障がい者とのコミュニケーション技能習得のための講習会等の開催に努める。

ホームページ、FAX、録音テープなど、障がいの状況に応じたさまざまな情報伝達手段の向上を図る。

要約筆記(＊)

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。

4 健康づくりの推進

(1) 子どもの健康づくりの充実

現状

生涯にわたり健康で明るい生活を送るためには、子どもの頃から健康な心身を育み、健康の基盤をつくることが重要です。

安全な妊娠・出産に向け、母子健康手帳の交付から妊婦と町保健師とのつながりが始まり、出産後の乳幼児の健やかな発育を支援するため、乳幼児検診や予防接種、子育てにかかるさまざまな相談事業、「健やか発達支援教室」のように親子が交流できる機会の提供などに取り組んでいます。子どもたちが多くの人たちとふれあう中で社会性を身に付けながら、心身ともに健康に育っていきけるよう、今後も支援していく必要があります。

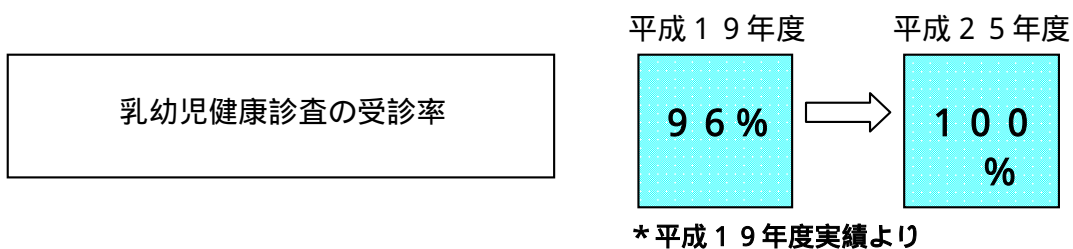
また、子どもたちに朝食の欠食や偏食などが見られるため、さまざまな場面において食育を推進していくとともに、親の生活習慣の改善も必要になっています。

さらに、健康診査や各種相談などを通じ、発育の遅れや障がいの早期発見・対応に努め、今後も関係機関との連携を深め、適切な対応を図っていく必要があります。

施策の目指す姿

生涯にわたる健康な心身の基盤をつくるため、行政、学校、関係機関等の連携により、子どもたちの健康づくりを推進します。

施策指標



目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

地域に住む子どもたちが安全に外遊びなどできるよう、見守りに努める。

保健協力員、食生活改善推進員等の活動に協力する。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

行政、関係機関等と連携し、子どもの健康づくりを支援する。

行政の役割（町がやること）

母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、訪問指導などにより、安心できる出産に向けて妊産婦とのつながりを深め、支援する。

乳幼児健康診査、予防接種など、町民が受診しやすい運営に努めるとともに、事後指導の充実を図る。

育児相談などさまざまな相談機会の充実を図り、乳幼児の健やかな発育と子育ての悩みごとへの適切な対応を図るとともに、健やか発達支援教室など、親子が交流できる機会を拡充する。

家庭をはじめ保育所、幼稚園、小・中学校において食育を推進するとともに、学校管理栄養士などとの連携を強化し、食生活改善推進員の活動を支援する。

小・中・高校の保健体育の授業や学級活動を通じ、飲酒、喫煙、薬物乱用防止の教育を推進する。

行政、保育所、幼稚園、小・中学校、保健協力員など関係機関の連携を強化し、妊娠・出産から一貫した親子の健康増進に努める。



(2) おとなの健康づくりの充実

現状

高齢になっても健康で暮らし続けるためには、若い頃からの正しい生活習慣の実践と自主的な健康づくりへの取り組みが大切です。

これまで町では、基本健診等を推進してきましたが、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、今年度から各保険者において、メタボリックシンドローム(*)に焦点をあてた特定健康診査、並びにメタボリックシンドロームに該当する人及びその予備軍と見込まれる人への特定保健指導を実施することになりました。特に中年男性のメタボリックシンドロームが懸念されており、今後はこの制度に基づき、健診及び保健指導の充実を図るとともに、事業所等における健康診査を促進していく必要があります。

各種のがん検診等を実施していますが、検診実施体制の充実などにより受診率の向上を図り、がんの早期発見・早期治療を促進する必要があります。

メタボリックシンドロームをはじめ、さまざまな疾病は日頃の食生活や運動、休養など、生活習慣に起因するものが多く、食生活改善推進員の活動などを通じた食育や、運動機会の確保などを行う必要があります。

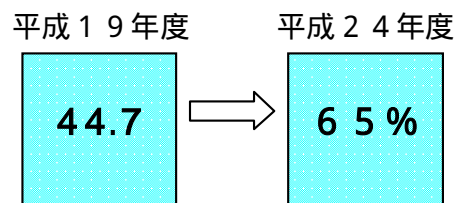
住民満足度調査では、「保健サービスの充実」の項目で、重要度が88.9ポイントと高い数値を示しておりますが、満足度では52.2ポイントと半数にとどまっています。

施策の目指す姿

いきいきとした毎日の暮らしと疾病の予防をめざし、生活習慣の改善や健診、保健指導等を通じ、町民の自主的な健康づくりを支援します。

施策指標

特定健康診査の受診率
(平成19年度は、国民健康保険加入者で40歳から74歳までの基本健康診査の受診率)



*平成19年度実績より

目指す姿を実現するための役割

町民の役割(みなさんにやってほしいこと)

自分の健康や生活習慣を見直し、自主的な健康づくりに取り組む。

保健協力員、食生活改善推進員の活動に協力する。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

行政、関係機関等と連携し、町民の健康づくりを支援する。

行政の役割（町がやること）

町民の健康課題を踏まえ、特定保健指導等と連携しながら、健康教育、健康相談の充実を図る。

各種のがん検診等の受入体制の充実を図るとともに、受診の促進に努める。

食生活改善推進員の活動を支援するとともに、関係機関と連携し、食育の充実を図る。

各種教室をはじめ健康づくりに関する情報提供などを通じ、町民の自主的な健康づくりを促進するとともに、公共施設の整備に努める。



メタボリックシンドローム（*）

肥満の中でも特に内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）によって、高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病が引き起こされやすくなった状態のこと。このメタボリックシンドロームを予防するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険者は被保険者及び被扶養者に対し糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）を行い、その結果によりメタボリックシンドロームの該当者及びその予備軍に対し保健指導（特定保健指導）を行うこととなった。

(3) 地域医療体制の充実

現状

町民が地域で安心して暮らし続けるためには、安心できる医療体制が整っていることが必要です。町内には高田厚生病院と各医療機関があり、両沼町村管内では町村の連携による休日救急医療当番制を実施しております。

町民が安心して診てもらえる地域医療体制をつくるためには、各医療機関の連携とともに、今年度より始まりました特定健診等による疾病予防の取り組みなどを連携し、日頃の健康づくりから疾病の予防、治療まで、総合的な健康づくりと医療体制の整備が必要です。

また、身近な地域で日頃の健康管理など、いつでも気軽に相談できる、「かかりつけ医」等を確保することも必要です。

町民満足度調査では、「安心して医療を受けられる」の項目で、重要度が 91.2 ポイントと本調査の中では最も高い数値を示しており、満足度では 36.6 ポイントと非常に低い数値であり、重要度から満足度の数値を引いた不満足度は 54.6 ポイントと高い数値が示されています。

施策の目指す姿

町民・行政・関係機関など地域ぐるみで地域医療体制の充実を図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

身近な地域で健康や疾病について相談できる「かかりつけ医」を持つように努める。
救急車の適正な利用に努める。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

「かかりつけ医」の普及を促進する。
行政、関係機関等と連携し、救急医療体制等への協力を努める。

行政の役割（町がやること）

各医療機関等の連携により、日頃の健康づくりから疾病の予防・治療にわたる総合的な健康づくり、医療体制の整備を図る。
関係機関の協力のもと「かかりつけ医」の確保を促進する。
両沼町村と連携し、救急医療体制の充実を促進する。

基本目標 4

自分らしくいきいきと暮らせるまち

1 就労支援体制の充実

(1) 高齢者・障がい者の就労の促進

現状

高齢者の中でも、介護や支援を必要としない高齢者が多くいます。また、障がい者の中にも仕事への希望を持った人やこれまで培った技術や技能を持った人も多く見られます。

高齢者や障がい者、ひとり親家庭等が、地域の中でいきいきと生活するためには、経済的にも自立できるようにすることが、とても重要となっています。そのためには、意欲や知識、経験、技能等を生かすとともに、身体の状況等に応じ多様な働き方が選択できるように、行政をはじめ関係機関、事業所等が連携・協力して、就労・雇用の機会の創出や働きやすい職場環境づくりを進める必要があります。

住民満足度調査では、「障がい者の自立支援」の項目で、重要度が 84.0 ポイントと高い数値を示しておりますが、満足度では 51.3 ポイントと半数にとどまっています。

施策の目指す姿

高齢者や障がい者が自立した生活ができるよう、地元企業等へ雇用機会の拡大を働きかけるとともに、地域における支援体制の充実を図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

共同作業所等ではどのような製品を作っているのか、どこで販売しているのかなど障がい者活動の理解を深める。

シルバー人材センターの活用に努める。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

共同作業所等の活動内容を多くの人に広める。

シルバー人材センターの活用内容を多くの人に広める。

行政の役割（町がやること）

雇用の拡大に向け、地元企業への雇用の要請を図る。

授産施設や作業所の製品の販売拡大を支援する。

企業等との連携を図り、授産施設や作業所の製品、技術等の充実・向上を支援する。

シルバー人材センターとの連携により、高齢者の就業機会の提供に努める。

2 生きがい活動の充実

(1) 生きがい活動の充実

現状

住民のさまざまな価値観やライフスタイルに応じた生きがいを充実するとともに、高齢者や障がい者などが、自分らしく社会を構成する一員として尊重されることがのぞまれています。そして、生活の中での余暇時間の増加や高齢化社会の進展に伴い、生きがいのある心豊かな人生を過ごすため、生活の向上や自己実現をめざす学習意欲は向上しています。

こうした中、生涯を通して自ら学び、新しい知識や技術を習得していくことは、生き生きと自分らしく暮らすために必要不可欠なことです。新たな目標を見出し、学習を通して地域への積極的な参加が行われるよう、生涯学習プログラムが必要とされています。

住民満足度調査では、「高齢者の生きがいづくり」の項目で、重要度が76.2ポイントと高い数値を示しておりますが、満足度では51.2ポイントと半数にとどまっています。

施策の目指す姿

高齢者や障がい者が生きがいのある暮らしを送ることができるよう、学習、趣味、交流などさまざまな活動を推進・支援するとともに、町民の自主的な活動等を通じた地域福祉の向上をめざします。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

地域や行政が開催する生涯学習の場へ、積極的に参加する。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

地域で町民同士がつながりや交流を深めるための事業を行う。

行政の役割（町がやること）

高齢者や障がい者などのニーズにあった学習内容を検討し、講座の開催や、自主的な活動への支援をする。

生涯にわたる学習機会の充実を図るために活動団体等の育成や、その活動状況の情報提供の充実に努める。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

現状

スポーツは町民の健康づくりや生きがいづくり、地域でのコミュニティづくりに欠かせないものです。特に近年の高齢化や生活習慣病の増加傾向を受けて、健康づくりのためのスポーツの実践が課題となっており、さまざまな取り組みを行っています。

地域のコミュニティづくりに向けては、多くの世代が参加できるスポーツ大会の開催や、地域内のスポーツ活動の支援、そして健康の保持や増進のためには、年齢や体力、健康状態に応じた教室を開催してきました。

今後とも、スポーツを通して一人ひとりが地域の中でかけがえのない存在であり、誰もが孤立せず、健康で明るくいいきと暮らせる社会が求められています。

施策

スポーツを通じた健康づくりや、地域のリーダーの養成など、地域コミュニティづくりを行っていくとともに、生涯スポーツの環境づくりを進めていきます。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

生涯を通して親しめるスポーツを見つける。

日常生活で体を動かす機会を見つけ、継続して取り組む。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

隣近所でお互いに声をかけ、各種スポーツ活動に参加のきっかけづくりをする。

行政の役割（町がやること）

生涯を通して一人でも多くの町民がスポーツに親しめる環境をつくる。

スポーツ活動の情報提供や施設面の環境整備などを行う。



©fumira

基本目標5

安心して暮らせるまち

1 要支援者の安全確保

(1) 要支援者の把握

現状

高齢化の進展などに伴い、さまざまな支援を必要とする人が増加しています。一方、町外に働きに出る人の増加などにより、近所づきあいや地域のつながりが弱くなっています。このようなか、地域に住む高齢者等の要支援者の安全を確保することが大きな課題となっています。

要支援者の暮らしの安全を確保するためには、支援を必要とする人が町のどこに住んでいるのか、どのくらいの方が支援を必要としているのかを的確に把握する必要があります。

町では、介護保険の要介護認定者、障がい者の障がい程度区分、妊産婦や乳幼児、ひとり暮らし高齢者など、それぞれの担当部局により要支援者を把握していますが、今後はこれらの情報とともに、民生委員児童委員、自治区等が把握している情報などと併せ、要支援者を的確に把握していく必要があります。

施策の目指す姿

町民一人ひとりの個人情報を守りながら、関係機関等の協力のもと、要支援者の的確な把握に努めるとともに、庁内検討組織を設置し支援体制の確立を図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

町、民生委員児童委員等による要支援者の把握に協力する。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

行政、関係機関等と連携し、要支援者の把握に協力する。

行政の役割（町がやること）

要支援者に対する支援活動に、福祉・防災関係機関と地域社会が連携して取り組んで行けるよう、庁内検討組織を設置し支援体制の確立を図る。

民生委員児童委員、自治区など、各地区における町民らよる要支援者の把握、マップの作成等を促進、支援する。

(2) 要支援者への支援

現状

支援を必要とする人が地域で安心して安全に暮らしていくためには、地域において日頃のつきあいや交流などが活発に行われていることが必要です。

自治区の地域活動、民生委員児童委員による訪問、社会福祉協議会によるさまざまな活動が行われていますが、このような活動がさらに活発に行われるとともに、各活動が連携することにより、要支援者への支援を一層充実していくことが必要です。

また現在、民生委員児童委員が地域における身近な相談相手、支援者として重要な役割を果たしていますが、緊急時や一時的に活動できない場合に備え、自治区、社会福祉協議会などと連携できる体制の仕組みづくりが必要になっています。

施策の目指す姿

地域におけるさまざまな活動や交流等と連携し、要支援者への支援を図るとともに、緊急対応が発生した場合の体制などの確立を図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

近所づきあい、交流などを通じ、地域に住む要支援者への支援に協力する。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

さまざまな活動や、行政、関係機関等と連携し、要支援者への支援を図る。

行政の役割（町がやること）

災害時要支援者の避難支援等について、地域防災計画に基づき支援体制の整備を図る。

災害などの緊急時における要支援者の避難、安全確保等を図るため、連絡体制の整備を図るとともに、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治区、福祉サービス事業者等との連携を強化する。

2 安全対策の充実

(1) 防災対策の充実

現状

地震や水害などの自然災害時において高齢者等の要支援者の安全を確保することが大きな課題となっています。

本町は自然災害が比較的少ない地域ですが、地勢上、河川による水害、山間部における土砂崩れなどの被害が懸念されます。

町では災害の予防、災害時の応急対策、災害発生後の復旧対策等実施すべきことを定める「会津美里町地域防災計画」を策定中です。災害時には、要支援者への情報伝達や安全な避難、さらには避難生活における必要な支援などが重要です。今後、消防や警察、地域のさまざまな活動と連携しながら、地域ぐるみの防災対策を進めていく必要があります。

施策の目指す姿

地域や関係機関等と連携しながら、災害時要支援者の安全確保など防災対策の充実を図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

災害時の連絡体制、避難方法、避難場所を確認しておく。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

行政、関係機関等と連携し、地域の防災体制の充実に協力する。

福祉サービス事業所などは、行政との災害時の応援協定などの締結に努める。

行政の役割（町がやること）

会津美里町地域防災計画の計画的な推進に努める。

自治区による自主防災組織の結成を促進するとともに、必要な支援を図る。

防災行政無線の充実を図るとともに、町民の協力を得ながら、災害時の要支援者の安全な避難体制を充実する。

避難場所において要支援者が必要とする医療、介護などの充実を図る。

小・中学校施設の耐震改修工事を計画的に推進し、児童・生徒の安全確保に努める。

(2) 防犯対策の充実

現状

日頃の近所づきあいが少なくなり、地域のつながりが弱まっている中、地域の防犯力の向上が必要となっています。地域の防犯力を強化するためには町民同士のつながりが重要であり、地域による防犯活動や行政、関係機関等と連携した取り組みが必要になっています。

町内の各地域で防犯協会が組織されており、さまざまな防犯活動を行っておりますが、今後もさらなる活動の充実が必要になっているとともに、山間部や生活道路などでは防犯灯、街路灯の少ない地域もあるため、一層の充実が必要です。

施策の目指す姿

地域の活動や関係機関等と連携しながら、町民同士のつながりをもとに防犯対策の充実を図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

日頃の生活の中で、地域の人への声かけ、子どもたちの見守り、防犯活動に努める。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

行政、関係機関等と連携し、地域の防犯体制の充実に協力する。

通学路等における犯罪を未然に防止するため、防犯灯の点検、修繕等の管理を推進する。

行政の役割（町がやること）

地域の防犯力の向上をめざし、防犯協会との連携を強化するとともに、活動への支援を図る。

児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、PTA、地域等と連携した見守りなどに努める。

地域の活動団体等と連携し、町民の防犯意識の高揚に努める。

3 活動しやすいまち

(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

現状

障がいがあったり、高齢になって心身機能が低下した人なども地域の中で安心して活動するためには、さまざまな施設・設備等が利用しやすいように整備されていることが必要です。

今後、地域福祉を推進していくための取り組みとして、街中の施設等のバリアフリー化が求められています。施設等の整備にあたっては、障がい者や高齢者などが参画することにより、真に利用しやすいものとなるようにしていく必要があります。

また、あらかじめ施設等のバリアフリーなどの情報がわかることにより、安心して外出できるため、町内の公共施設等のバリアフリー化などの情報を収集し、町民へ広く提供していくことが必要です。

施策の目指す姿

障がい者や高齢化なども含め、誰もが安心して活動できるよう、施設・設備等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインによるまちづくりを図ります。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

違法駐車、違法駐輪をしないよう、また、道路上に私物などを置かないよう努める。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

行政、関係機関等と連携し、地域のバリアフリー情報の収集・提供に協力する。

行政の役割（町がやること）

既存の公共施設等の老朽化に併せ、施設・設備のバリアフリー化に努める。

新たな公共施設の整備にあたっては、誰もが使いやすいものとなるよう、障がい者や高齢者なども参画し、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に取り組むよう努める。

公共施設等のバリアフリー化の状況がわかるよう、関係機関、地域等と連携し、バリアフリーマップの作成などによる情報提供に努める。

民間の施設でも、多くの人たちが利用する施設等において、バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる整備が図られるよう推進する。

(2) 外出への支援

現状

障がいがあったり、高齢になって心身機能が低下しても、必要な支援を受けながら、自分の意志で外出して活動できるようなまちをつくっていく必要があります。

南北に長い本町にとっては、バス交通は重要な交通機関であり、高齢者などの社会参画には不可欠な移動手段ですが、採算性の関係から運行ルートの一部の廃止に伴い、平成19年10月から美里あいあいタクシーの運行が開始され、高齢者等の買い物や通院等の外出を支援しています。しかし、運行日や時間が限られているため、今後検討していく必要があります。

また、地域の要支援者が外出しやすくなるためには、地域の町民等による理解と協力も必要です。

施策の目指す姿

高齢者や障がい者など一人では外出するのが困難な人も、必要な支援を得て自分の意志で外出できるよう、さらなる支援を検討します。

目指す姿を実現するための役割

町民の役割（みなさんにやってほしいこと）

地域に住む要支援者の外出への支援に努める。

地域（事業者）の役割（地域や団体、事業者の方にやってほしいこと）

行政、関係機関等と連携し、要支援者の外出への支援に努める。

行政の役割（町がやること）

美里あいあいタクシーのさらなる充実を検討する。

障がい者の地域生活支援事業において、移動支援事業の充実を図る。